

令和元年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議

令和 元年 7月30日

滋賀県建設技術センター 本館2階 研修室

滋賀県道路メンテナンス会議 規約 (案)

(名 称)

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2に規定の「協議会」に位置づけるものとし、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 研修・基準類の説明会等の調整
- (2) 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- (3) 点検・措置状況の集約・評価・公表
- (4) 点検業務の発注支援
- (5) 技術的な相談対応
- (6) その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

(組 織)

第4条 会議は、滋賀県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2. 会議には、会長及び副会長2名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長、副会長は滋賀県土木交通部道路課長、西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成員は「別表」のとおりとする。
5. 会長は、個別課題等について検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所に置く。
7. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者からなる「跨道施設連絡部会」を設置するものとする。なお、跨道施設連絡部会会則は、別途定めるものとする。
8. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる「滋賀県道路鉄道連絡会議」を設置するものとする。なお、滋賀県道路鉄道連絡会議規約は、別途定めるものとする。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2. 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。
3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第6条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所管理第二課、滋賀県土木交通部道路課及び西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所に置く。

3. 事務局は次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における審議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月28日から施行する。

本規約は、平成27年 1月 6日から改正する。

本規約は、平成27年 6月 1日から改正する。

本規約は、平成29年 2月 2日から改正する。

本規約は、平成29年 7月13日から改正する。

本規約は、令和 元年 7月30日から改正する。

滋賀県道路メンテナンス会議規約

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社関西支社	京都高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター 所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター 所長
	滋賀県道路公社	部長
	大津市	未来まちづくり部長
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	建設経済部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部長
	愛荘町	産業建設部長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部長
	長浜市	都市建設部長
	高島市	都市建設部長
	滋賀県土木交通部道路課	道路保全室長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括チームリーダー
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チームリーダー
	滋賀県建設技術センター	理事
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	管理第二課
	滋賀県土木交通部 道路課	道路保全室
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所

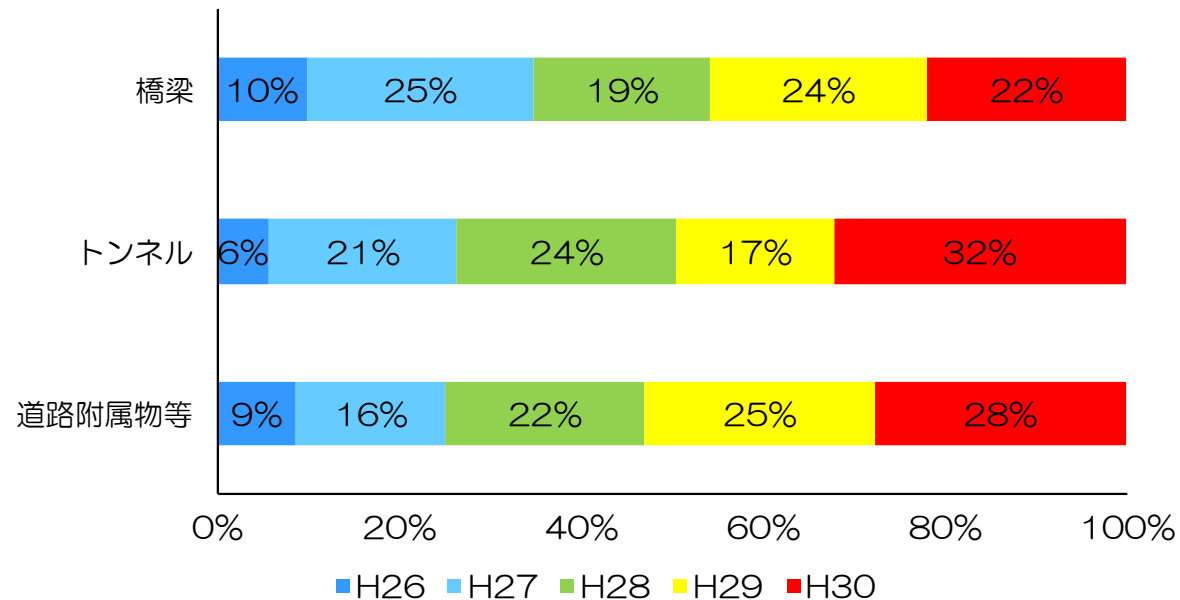
滋賀県内（5ヶ年）の点検実施結果について（速報）

＜5年間における各構造物の点検実施結果（速報）＞

- 平成30年度は、橋梁2,689橋、トンネル28本、道路付属物等126箇所の点検を実施している。
- 滋賀県内における点検実施率は、平成30年度末で100%完了している。

令和元年6月末現在

施設名	管理施設数	点検実施数				
		H26実施	H27実施	H28実施	H29実施	H30実施
橋梁	12,239	1,210	3,073	2,377	2,928	2,689
トンネル	87	5	18	21	15	28
道路付属物等	456	40	75	100	116	126



※ 管理施設数はH30年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより点検実施件数の合計と一致しない場合がある。
 ※ H30年度点検実施数は、現地調査により点検対象外と判明した施設を含む。

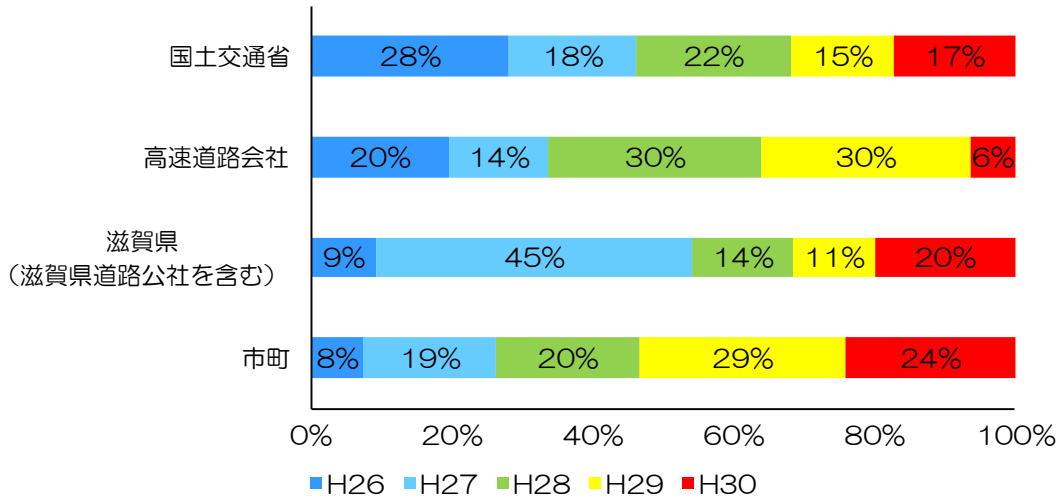
滋賀県内（5ヶ年）の点検実施結果について（速報）

< 5年間にける橋梁の点検実施結果（速報） >

○ 滋賀県内における橋梁点検実施率は、国土交通省、高速道路株式会社、滋賀県（滋賀県道路公社を含む）、市町ともに平成30年度末で100%完了している。

令和元年6月末現在

施設名	管理施設数	点検実施数				
		H26実施	H27実施	H28実施	H29実施	H30実施
国土交通省	800	235	149	184	121	144
高速道路会社	480	94	68	145	142	31
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,079	288	1,376	446	353	616
市町	7,880	593	1,480	1,602	2,312	1,898
合計	12,239	1,210	3,073	2,377	2,928	2,689



※ 管理施設数はH30年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより点検実施件数の合計と一致しない場合がある。
 ※ H30年度点検実施数は、現地調査により点検対象外と判明した施設を含む。

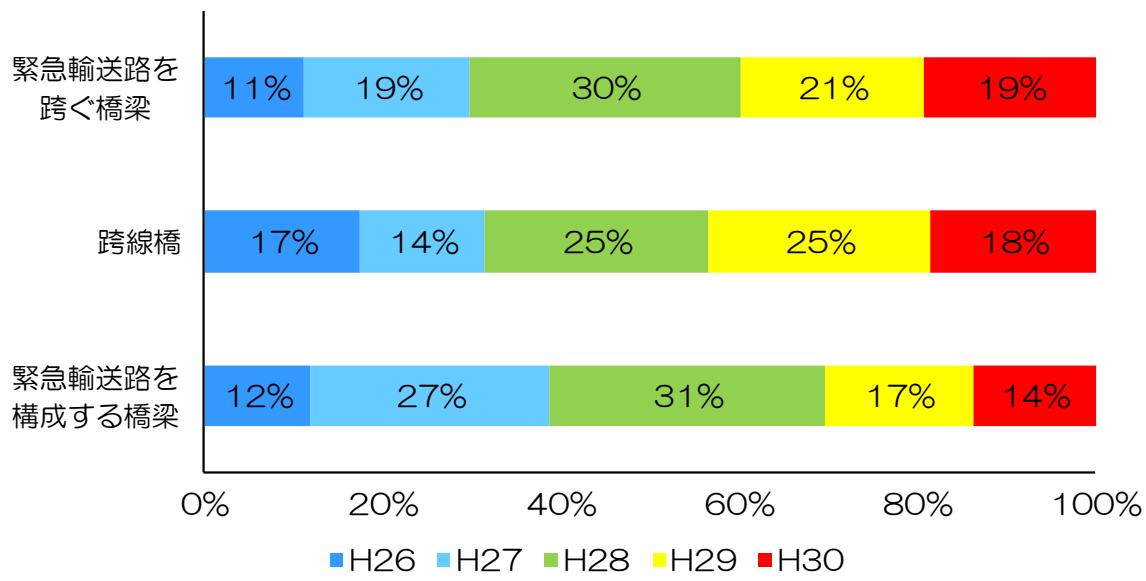
滋賀県内（5ヶ年）の点検実施結果について（速報）

< 5年間ににおける「優先すべき橋梁」の点検実施結果（速報） >

○ 滋賀県内における「優先すべき橋梁」の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁の全てにおいて平成30年度末で100%完了している。

令和元年6月末現在

施設名	管理施設数	点検実施数				
		H26実施	H27実施	H28実施	H29実施	H30実施
緊急輸送路を跨ぐ橋梁	168	21	35	57	39	36
跨線橋	92	16	13	23	23	17
緊急輸送路を構成する橋梁	2,797	332	756	864	466	386



※ 管理施設数はH30年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより点検実施件数の合計と一致しない場合がある。
 ※ H30年度点検実施数は、現地調査により点検対象外と判明した施設を含む。

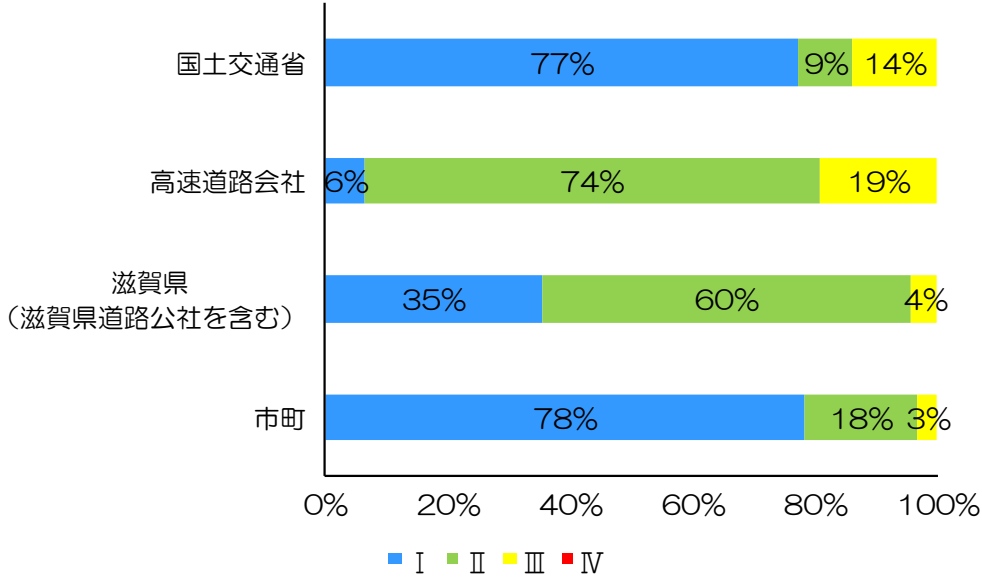
滋賀県内の平成30年度点検結果の速報について（橋梁）

- 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内における橋梁点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が108橋、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が717橋となっている。

<平成30年度管理者別点検速報（橋梁）>

令和元年6月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	800	128	99	11	18	0
高速道路会社	480	31	2	23	6	0
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,079	602	213	363	26	0
市町	7,880	1,743	1,365	320	58	0
合計	12,239	2,504	1,679	717	108	0



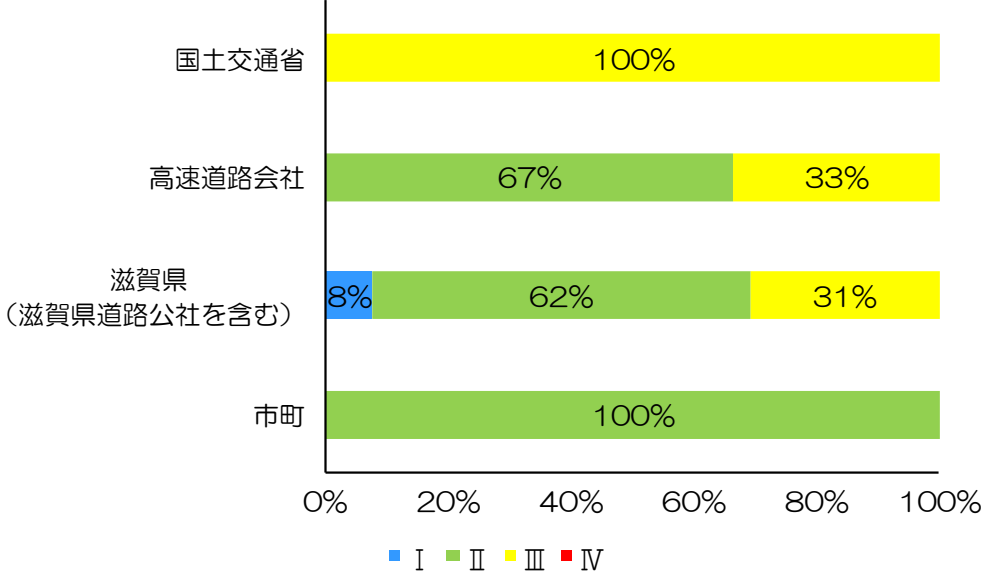
※ 管理施設数はH30年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

滋賀県内の平成30年度点検結果の速報について（トンネル）

- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が8本、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が19本となっている。

<平成30年度管理者別点検速報（トンネル）> 令和元年6月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	12	2	0	0	2	0
高速道路会社	18	6	0	4	2	0
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	49	13	1	8	4	0
市町	8	7	0	7	0	0
合計	87	28	1	19	8	0



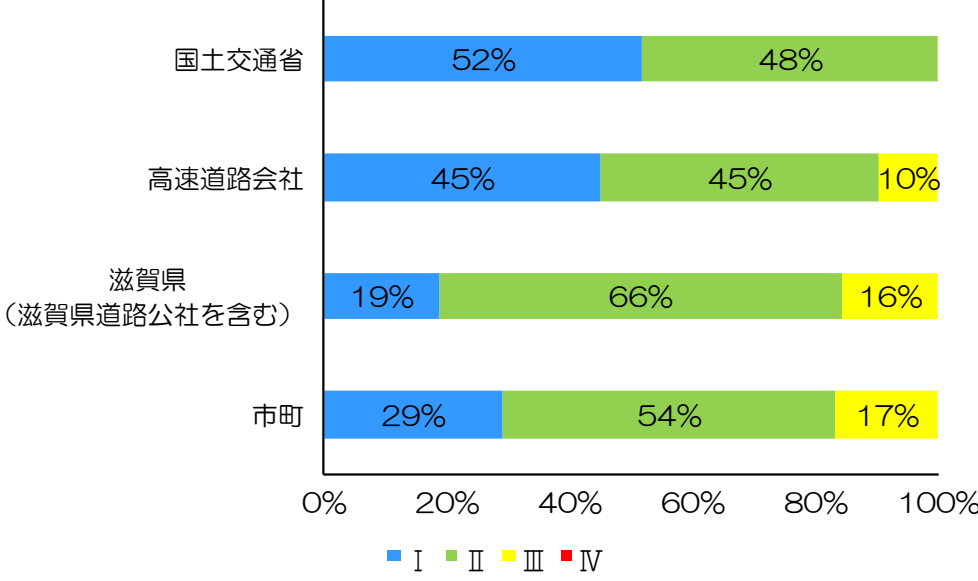
※ 管理施設数はH30年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

滋賀県内の平成30年度点検結果の速報について（道路附属物等）

- 滋賀県内における道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内における道路付属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が12箇所、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が60箇所となっている。

<平成30年度管理者別点検速報（道路附属物等）> 令和元年6月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	97	25	13	12	0	0
高速道路会社	257	31	14	14	3	0
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	67	32	6	21	5	0
市町	35	24	7	13	4	0
合計	456	112	40	60	12	0



※ 管理施設数はH30年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

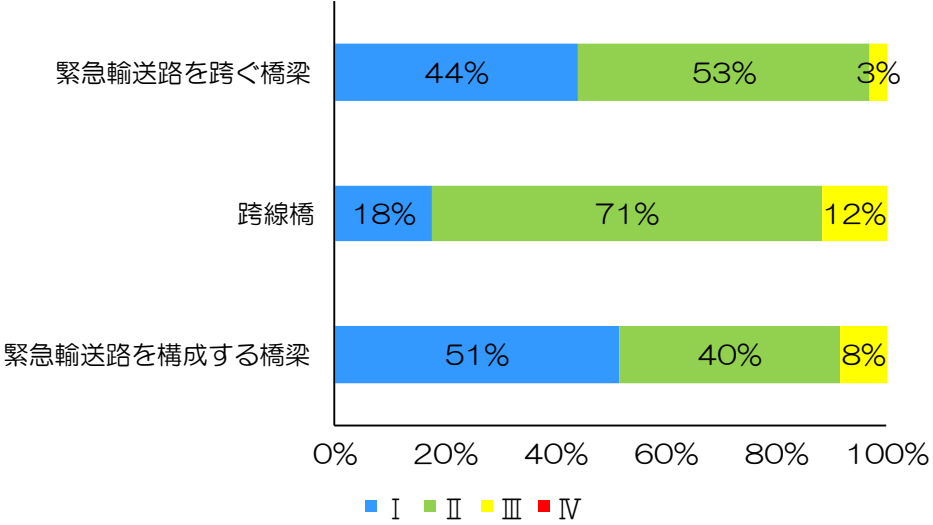
滋賀県内の平成30年度点検結果の速報について（優先すべき橋梁）

- 滋賀県内における優先すべき橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内における優先すべき橋梁の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が34橋、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が180橋となっている。

<平成30年度管理者別点検速報（優先で点検すべき橋梁）>

令和元年6月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ橋梁	168	34	15	18	1	0
跨線橋	92	17	3	12	2	0
緊急輸送路を構成する橋梁	2797	373	192	150	31	0



※ 管理施設数はH30年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

- 平成30年度点検結果による判定区分Ⅳの施設はない。
- 平成30年度以降、1橋（無名橋第8号）の架替工事がH31年4月に完了している。また、1橋（栗見橋）の修繕設計が完了し、R1～R2年度の修繕工事実施予定となっている。

<判定区分Ⅳのリスト>

令和元年6月末時点

道路施設名	管理施設数	Ⅳ判定施設数	措置完了		措置完了予定					備考
			H26～H30	R1	R1	R2	R3	R4	R5	
橋梁	12,154	9	7	1	0	1	0	0	0	栗見橋（彦根市） R1～R2修繕工事予定
トンネル	89	2	2	0	0	0	0	0	0	
道路付属物等	444	0	0	0	0	0	0	0	0	

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳの構造物（滋賀県内：平成30年度点検結果〔速報値〕）

○ 判定区分Ⅳの施設は該当なし

<判定区分Ⅳのリスト>

○ 橋梁

令和元年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

○ トンネル

令和元年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

○ 道路附属物等

令和元年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳの構造物（滋賀県内：平成29年度点検結果）

○ 判定区分Ⅳの施設は恒久対策を実施済み。（1 橋梁、1 トンネル）

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
東近江市	奥野1号橋	市道今11号線	不明	床版に橋軸直角方向のひび割れ	H29年度 架替工事実施済み

○トンネル

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
滋賀県	横山隧道	県道 大野木志賀谷長浜線	1923	覆工背面の空洞深さ、覆工厚および地山評価により、機能支障の恐れ	H12年度より通行止め区間 廃道予定

○道路附属物等

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

※判定区分

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳの構造物（滋賀県内：平成28年度点検結果）

○ 判定区分Ⅳの施設は恒久対策を実施中。（実施済：2橋梁、実施中：1橋梁）

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

令和元年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
滋賀県	無名橋第8号	国道477号	1933	主桁の主筋が破断	H31年4月 架替工事完了
彦根市	栗見橋	新海栗見橋線	1958	ゲルバーヒンジ部にひび割れ、鉄筋露出	全面通行止め措置中、H30修繕設計、R1～R2修繕工事予定
草津市	神差1号橋	市道野路南11号線	不明	主桁（石材）に貫通ひびわれ	H28年度 架替工事実施済み

○トンネル

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

○道路附属物等

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

※判定区分

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳの構造物（滋賀県内：平成27年度点検結果）

○ 判定区分Ⅳの施設は恒久対策を実施済み。（4橋梁、1トンネル）

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
国土交通省	大町橋 側道橋(下)	国道8号	1984	上部工その他（腐食、ゆるみ、脱落）	H27年度 架替工事実施済み
湖南市	無名橋9	市道 清松苑1号線	1968	主桁(コンクリートパイル)のせん断破壊	H28年度 架替工事実施済み
近江八幡市	明治橋	市道 宮内八商前線	不明	鋼主桁端部の腐食	H29年度 修繕工事実施済み
高島市	大公橋	市道 椋川線	1921	主桁、床版のコンクリート中性化	H29年度 架替工事実施済み

○トンネル

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	今後の予定
滋賀県	大崎第四隧道	県道 西浅井マキノ線	1936	覆工コンクリートの損傷	H29年度 対策工事実施済み

○道路附属物等

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

※判定区分

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳの構造物（滋賀県内：平成26年度点検結果）

○ 判定区分Ⅳの施設は恒久対策を実施済み。（1 橋梁）

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
米原市	丹生橋	市道 三吉枝折線	1964	主桁、横構、床版、支承の腐食	H28年度 撤去済み

○トンネル

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

○道路附属物等

平成30年6月末時点

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	措置状況
※対象なし					

※判定区分

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

日 程	項 目	内 容
R1.5.30	近畿管内道路メンテナンス合同会議	活動報告、事例報告
R1.7.2	溝橋の定期点検実務講習会	講習会
R1.7.8	点検支援技術活用講習会	講習会
R1.7.30	令和元年度 第1回滋賀県道路メンテナンス会議	平成30年度点検速報 令和元年度活動計画 ほか
R1.11頃	令和元年度 第2回滋賀県道路メンテナンス会議	未定
R2. 2頃	令和元年度 第3回滋賀県道路メンテナンス会議	令和元年度点検結果速報
R2. 2頃	第3回 滋賀県道路鉄道連絡会議	跨線橋の点検及び 修繕の実施状況 ほか

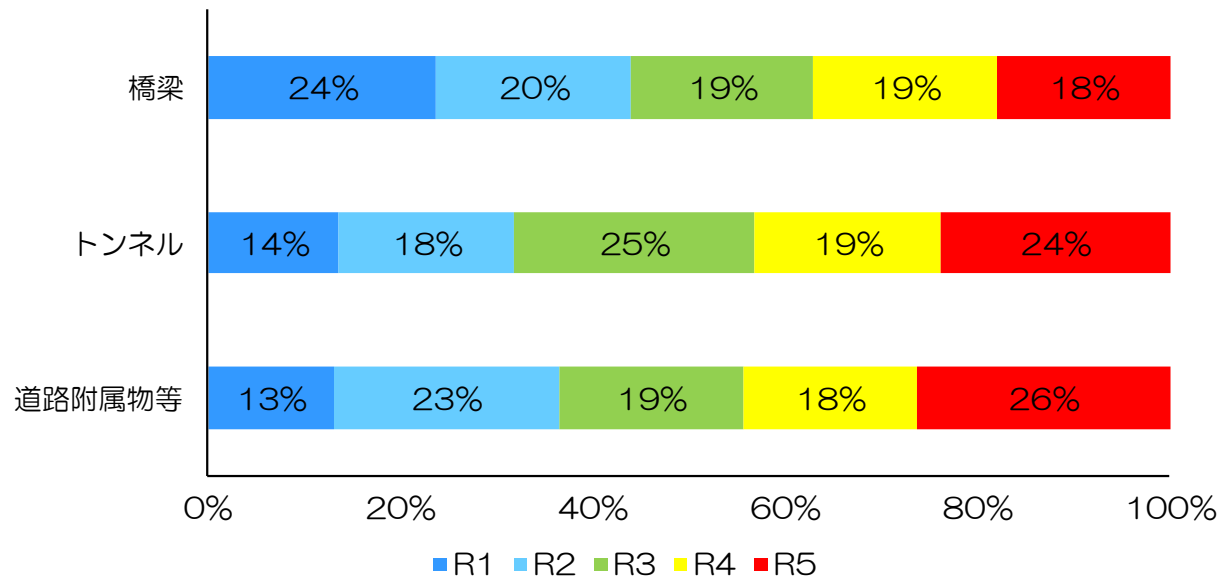
- 滋賀県道路メンテナンス会議などの開催時期及び内容は、現時点での予定であり、変更となる場合があります。
- その他に、現場研修会などを実施予定です。

<令和元年度における各構造物の点検予定>

○ 令和元年度は、橋梁2,897橋、トンネル12本、道路附属物等58箇所の点検を実施する予定である。

令和元年6月末現在

施設名	管理施設数	点検実施予定				
		R1	R2	R3	R4	R5
橋梁	12,154	2,897	2,445	2,307	2,314	2,191
トンネル	89	12	16	22	17	21
道路附属物等	444	58	104	85	80	117



※ 令和元年度点検予定数は、令和元年6月末現在の予定件数であり、今後に変更が生じることがあります。

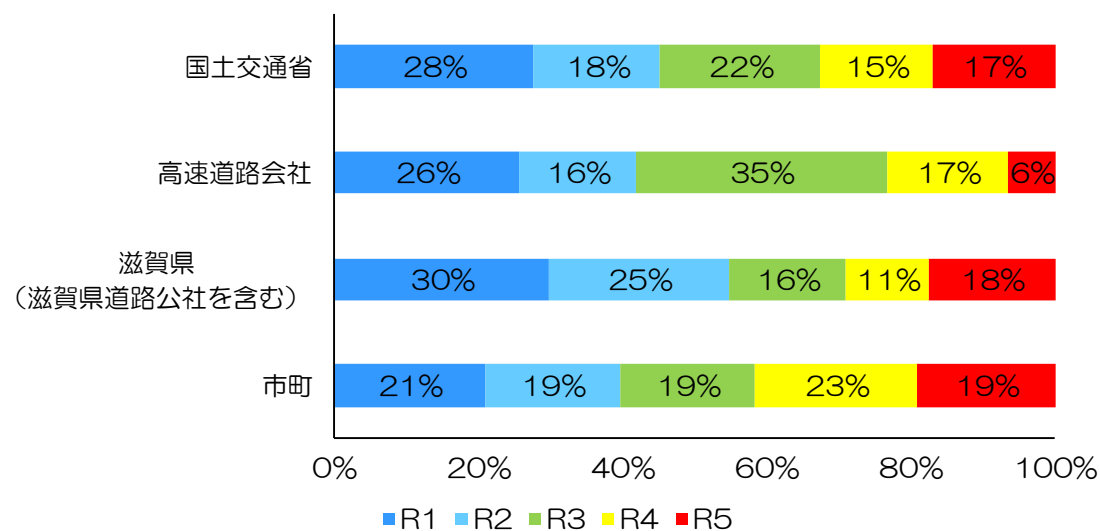
令和元年度点検計画について（滋賀県内）

< 令和元年度における橋梁点検予定（各管理者別） >

○ 令和元年度は、国土交通省208橋、高速道路会社124橋、滋賀県931橋、市町1,634橋の点検を実施する予定である。

令和元年6月末現在

施設名	管理施設数	点検実施予定				
		R1	R2	R3	R4	R5
国土交通省	751	208	132	167	116	128
高速道路会社	481	124	77	168	81	31
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,120	931	779	505	358	547
市町	7,802	1,634	1,457	1,467	1,759	1,485
合計	12,154	2,897	2,445	2,307	2,314	2,191



※ 令和元年度点検予定数は、令和元年6月末現在の予定件数であり、今後に変更が生じることがあります。

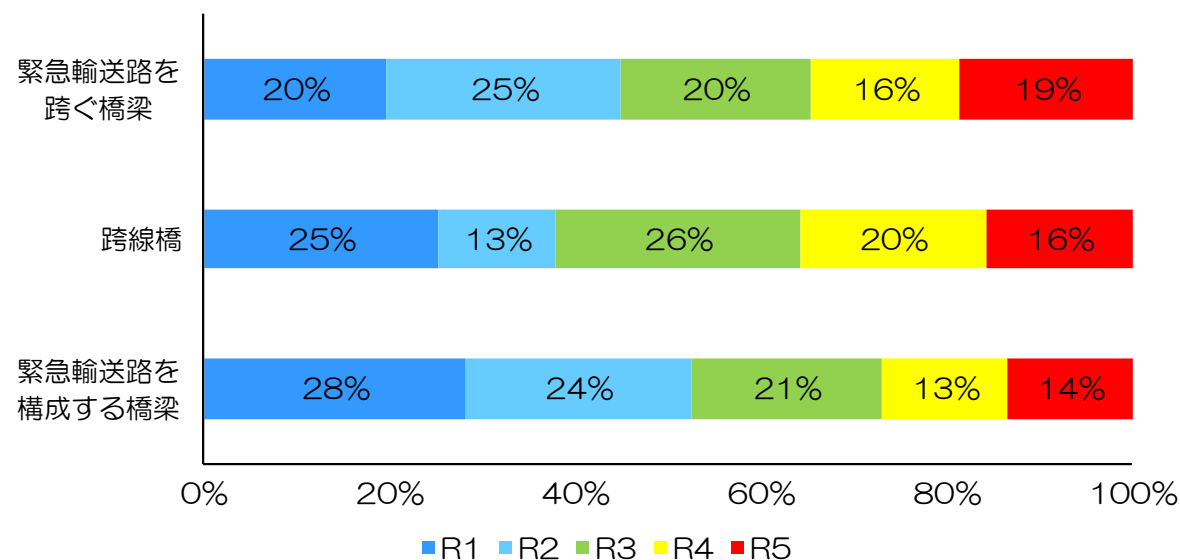
令和元年度点検計画について（滋賀県内）

＜令和元年年度における「優先すべき橋梁」の点検予定＞

○ 例は元年度は、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁33橋、跨線橋24橋、緊急輸送道路を構成する橋梁801橋の点検実施予定である。

令和元年6月末現在

施設名	管理施設数	点検実施予定				
		R1	R2	R3	R4	R5
緊急輸送路を跨ぐ橋梁	167	33	42	34	27	31
跨線橋	95	24	12	25	19	15
緊急輸送路を構成する橋梁	2,835	801	685	586	380	383



※ 令和元年度点検予定数は、令和元年6月末現在の予定件数であり、今後に変更が生じることがあります。